

社会福祉法人市川市社会福祉協議会 常務理事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会常務理事(以下「常務」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 常務の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 常務の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の常務がその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(支給日)

第4条 報酬は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、繰上げ支給する。期末手当については、職員と同様とする。

(通勤手当)

第5条 常務に対し、通勤に要する費用(以下「通勤手当」という。)を支給する。

2 通勤手当は、職員の例を準用し、当月の報酬支給日に支払う。

別表1

役職名	報酬	期末手当
常務理事	月額 400,000円	6月支給 800,000円 12月支給 800,000円

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。